

みんなでつくろう！健康とくしま県民会議規約

（名 称）

第1条 この会議は、みんなでつくろう！健康とくしま県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 県民会議は、県民、各種団体、法人及び行政機関がそれぞれの責務を自覚し、相互に連携・協力し、「みんなでつくろう！」をキーワードとして、健康県民運動を全県展開することにより、県民一人ひとりが健康づくりの主役となるための環境整備を図り、もって生涯を通じた健康づくりを推進することを目的とする。

（事 業）

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げることを行う。

- (1) 県民の健康づくりに対する意識及び県民同士の支え合い意識の向上に努めること。
- (2) 県民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境整備を図ること。
- (3) 県民会議の目的に賛同する団体による「1団体1活動」の取り組みを実践すること。
- (4) 県民の健康づくりに関する広報活動及び情報提供を行うこと。
- (5) 関係各種団体のネットワーク化を推進すること。
- (6) その他県民会議の目的を達成するために必要な事業。

（組 織）

第4条 県民会議は、学識経験者及び第2条の目的に賛同する各種団体、法人の推薦する者並びにその他県民会議が必要と認める者（以下「委員」という。）で組織する。

2 会議への出席については、各種団体、法人の場合に限り、代理出席を認める。

（任 期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に交代があった場合、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 県民会議には会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、総会において委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

（総 会）

第7条 総会は委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 健康県民運動の推進に関すること
- (2) 「健康徳島21」の推進に関すること
- (3) その他県民会議の運営に関する重要な事項

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 総会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求めたり、意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 県民会議の事業内容を具体的に検討するため、幹事を置く。

2 幹事は20名以内とし、委員の中から会長が指名する。

(幹事会)

第9条 幹事会は幹事をもって構成する。

2 幹事会に幹事長1名、副幹事長1名を置く。

3 幹事長は幹事会において、幹事の互選により定め、副幹事長は幹事長が指名する。

4 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、県民会議の事業内容を具体的に検討する。

7 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は幹事長の決するところによる。

(専門部会)

第10条 会長は、県民会議の目的を達成するため専門的審議が必要であると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 県民会議の事務を処理するため、事務局を徳島県保健福祉部医療健康政策局健康増進課内に置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、県民会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年3月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。